



各 位

平成 21 年 11 月 24 日

日本航空 広報部

「日本航空の再建のための方策について」に基づく手続きの実施について

当社は、本日、国土交通大臣に対して、「日本航空の再建のための方策について」（平成21年11月10日付関係5大臣申合せ）（[http://www.mlit.go.jp/report/press/cab04\\_hh\\_091110.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/cab04_hh_091110.html)）に基づき、航空機の運航に支障を生ずる事態があり得る旨の申出を行い、当該事態が発生した場合には利用者の利便及び企業の活動に重大な影響を与えるおそれがある旨の認定を受けました。

この認定を踏まえ、かかる事態に至るおそれを解消するため、本日、当社と株式会社日本政策投資銀行との間において、運航の継続確保のために必要となる資金についての融資契約が締結されております。

なお、当社は、平成21年11月13日付「事業再生ADR手続の正式申請及び受理に関するお知らせ」において公表しておりますとおり、事業再生ADR手続を申請しておりますところ、平成21年11月20日開催の第1回債権者会議において、当該融資契約等の優先弁済の取扱いについてご承認を頂いております。

以 上